

大津弘報

昭和三十六年三月一日発行  
毎月一回発行（通巻四十六号）

発行所 大津町中央公民館  
印刷所 植木村 吉長印刷所

# 大津弘報

三月号主要記事

才一回大津町議会臨時会開催

大津町の新議員の顔ぶれ決定

建設審議会の開催

農業委員会委員選挙人名簿登載人員の確定

国民年金制度任意加入のおすすめ

農業の曲り角をどう解決するか

木材引取税の課税を怠ると罰金です

大塚円蔵氏の篤志

春の全国火災予防運動実施中

国民健康保険被保険者の資格異動整理を実施  
します

飼い犬のことについて御注意

税金の滞納はございませんか

矢護川診療所の先生がかわられました

旧軍人軍属等の傷病恩給請求権の時効  
消滅について

養老院日記

固定資産課税台帳の縦覧を願います

労働講座の開催

熊本児童相談所案内

今年こそ町内から暴力を締めだそう

# 第一回大津町議会臨時会開催 全議案を原案通り可決

第一回大津町議会臨時会は二月二十一日招集されました。開会と同時に西本議長より会期日程を語り引続き本会議に坂本町長より提案の理由の説明があり、議案に対する質疑応答がくり返され全議案を慎重審議の結果原案通り可決決定されました。本会議に可決された主なる議案は次の通りであり  
議案第一号は農家の皆様に關係ある予算外の義務負担についてであり他に二件ありました。

## 大津町の新議員の顔ぶれ決定

本年一月三十日執行された大津町議會議員選挙における当選人の住所、氏名は次の通りです。

西	本	寅	利	氏	大津室一八	大	村	護	氏	矢護川二四八三	
上	村	義	勝	氏	大林二八七	龜	井	重	政	氏	森三九九
緒	方	繁	氏	町二九三	仙	波	清	氏	平川二五四		
石	崎	日出	男	氏	室一〇二六	本	井	軍	次	氏	杉水二六一二
武	藤	龜	齡	氏	大津七〇	酒	田	井	元	氏	大津一〇五六
烟	中	茂	氏	陣内二〇三三	田	代	良	一	氏	杉水二六〇七	
中	渚	清	司	氏	岩坂五七八	歌	岡	雄	氏	大津一三三〇	
荒	木	虎	雄	氏	大津一四五〇ノ一五	大	田	海	雄	氏	町三四一
宇	野	敏	則	氏	外牧四〇	田	原	鶴	氏	杉水二六一五	
桐	野	浩	氏	平川五〇六	西	村	田	量	氏	矢護川一二一六	
谷	木	延	氏	外牧一八七							
		茂	一	氏	引水五三六						

## 建設審議會の開催

二月二十一日に行われた建設審議會の結果建設計画の調整を行つた主なる事業は次の通りであります。  
一、昭和三十六年度計画事業のうち公民館建設を昭和三十  
七年度に繰下げ実施  
二、昭和三十七度計画事業のうち真城小学校新築を昭和  
三十六年度に繰上げ実施

## 農業委員会委員選挙人名簿登載人員の確定

昭和三十六年度農業委員会委員選挙人名簿の登載人員は次の通りである。

男 三四八二人 女 三八〇四人  
計 七二八六人

# 国民年金制度任意加入のおすすめ

## A 高年令の方

皆様がご承知のように国民年金の受け付けが始つてすでに三箇月、熊本県における国民年金の加入者は早くも三〇万、大津町では五千人を遙かに突破しました。二〇才から五〇才までの人で会社や官庁に勤めてない人即ち公的年金適用をうけてない人は必ずこの制度に加入しなければなりません。又この他五〇才以上五五才までの方は希望によつて国民年金制度に加入することができます。

この五〇才から五五才までの方はこの制度では特に有利にあつたわけでありまして、老後の生活の安定のため進んで加入されます。おすすめします。

この方がたは三月三十一日までに入届を役場へ出さないとこの後国民年金制度に加入出来なくなりますので必ず三月三十一日を忘れないで早目に届を出されるようお願いいたします。

## B 若年令任意加入者の方

昨年十月から届出の受け付けがはじまりました。国民年金制度の適用も順調にすすみ各人の国民年金手帳が既に四七〇〇通ばかり来ております。

この制度には農業や漁業や商業を営んでいる方がたの他公的年金で保護されている人の配偶者即ち会社や役所に勤めている方たちのお奨さんも希望によつて加入できるよつたになっております。

国民年金制度に加入して毎月少額の保険料をかけてお

れば母子家庭になつたり身体障害者になつた場合はもちろん老後にあなた御自身の年金が貰えます。

いつ暇がかかるかも知れない不幸のために又必ずやつてくる老後の生活のためにすすんで国民年金に加入いたします。届出の用紙は役場にそなえてつけてありますので印鑑をお持ちの上厚生課年金係にお出下さい。

## C 遺族年金等の受給権者の方

遺族年金や遺児年金等を買っている人で国民年金に加入申込んでいる人も大津町では多数おられます。まだ御存知ない方があるかと思われましてこの国民年金制度へ加入出来る方は二〇才から五〇才までの公的年金で保護されない方となつております。その他遺族年金遺児年金などを受給されている方も希望によつて加入できるようになつております。

加入すれば遺族年金や遺児年金を貰いながら、他方国民年金も受ける事ができます。

自分のかけのお金でいつおさいかかも知れない数々の不幸や必ずやつて来る老後の生活にそなえるための制度それが国民年金制度です。

役場の係員が詳しく説明いたします。それから印鑑持参、早くお届けをまして下さい。

届出制は(一)つて楽屋居

厚生課年金係

# 農業の曲り角をどう解決するか？

## 昭和三十六年度大津町の果樹振興について

貿易自由化による国内農業の転換は必然的なものとして悲観論議されて、中央政府に於いては農業改造に関する諸法が立法化されつゝある模様であるが、二〇〇〇町歩の広大な畑地を有する当時の作付転換は順付期を目前に控え、早急に実施すべきであるとの見地から特に転換作の中間として果樹の振興策を講ずる為二月十七、十八日の二回にわたり果樹試験場菊池分場長技師を招聘し果樹栽培に関する現地調査を町内三十数ヶ所にわたり施行した。

特に果樹は本年作物であり而も所得を生ずるまでかなり長年月を要するものであり転作植替等が容易でないと思われるので適作の選定を慎重に行い将来の市場性も考慮し栽培農家の安定化を図るため実施したのである。

### 調査方法

一、調査ヶ所附近の果樹を参考とし簡単な土壤見地及聴き取り調査する。

二、氣候風土は、標高を基にし特異な地形等においては聴取調とする。

尚長田技師の適地調査結果意見については左記の通りである。

### 大津町における果樹の

#### 適地調査結果に対する意見

昭和三十六年二月二十一日

果果樹試験場菊池分場果技師 長 田 一 美

一、調査年月日 昭和三十六年二月十七、十八日

二、調査ヶ所数 雨留尾外三十一ヶ所

三、環境条件

1. 気象条件 内陸であるため年平均気温はヤム低く特に冬季の最低気温は(-)五。C以下に降ることはしばしばである。また晩霜も遅くまでであり、ひどいところが多い。

年間降雨量もかなり多く、特に山腹地帯では盛夏の降雨回数も多い。風では地形が広大なために台風の害を受けやすく、さらに特有の季節風が卓越しその害は見逃せない。

2. 土地条件 畑は特に広大であり、台地上の平坦地ないし緩傾斜地が多い。土壌は火山灰土が外く軽くて深い。地味な肥沃地から瘠れと巾がひろい。りん酸、苦土、マンガンなどの養分も不足しやすい所が多い。

3. その他 病害関係としては、畑地における紋羽病の発生が多いので果樹栽植にあつては注意を要する。

四、経営条件

耕地が多く特に畑地は広大であり、夏季の労力の不足が生じやすい。また開拓地もかなり多い。

五、既設園の経過  
(1) クリ 栽培は少いが、クリタマパチに対する抵抗性品種(銀寄など)では相当の収益をおさめている。  
(2) ブドウ 一七八年生位のものであり、かなりの成績をあげ、年々増反の一途をたどっている。しかし、技術水準は一般に低く、栽培様式に改善すべき点が多い。

## 昭和三十六年度大津町果樹振興の方針について

一、適地調査の結果に基き当町に於ける三十六年度の果樹振興の方針を次の通りとする。

(イ) くり 町内全域に適用し省力栽培に適し尚之に飼料用作物を併用する等々需用についても将来有望と思われるので大山の奨励施策を本年度より実施する。

(ロ) ぶどう 栗と同じく全域に適用しおるも栽培技術

(3) ミカン 吹田での幼木は、本冬の寒害ではほとんど駄目である。栽培不能地と認める。

(4) ナシ 一園だけであるが、かなりの成績をあげている。一名新種者がある。

(5) リンゴ 三年生以下で相当な栽培面積があるが結果するにいたつてない。立地条件その他からいつて経済栽培には適しない。

(6) その他 モモも一部に栽培され結実している。カキも杉水で僅かに栽培されている。

### 六、結 論

以上の点および産地論的観点から大津町における果樹栽培種類ならびにその栽培推進上の問題点は次のとおりである。

(1) 種類

イ、クリ 全域に適用しており、とりわけ開拓地、畑作主体地域または遠隔の畑地その他原野の開墾地にむいている。くり園とし或程度の集約管理を行う。草生栽培あるいは牧草開作によつて畜産と結びつける。坂ノ上モデル集団地として最適地である。

ロ、ブドウ 充分な管理の出来る条件下でとりあげること。この場合も畜産との有機的経営が望ましい。猿渡、上園、室など既設園を中核として進める。

(2) 増殖推進上の問題点

イ、品種を統一し園地を集団させて特産地を形成する。  
ロ、病害虫防除その他の施設を共同化する。特にブドウについては柵架設もあり必須の条件である。

ハ、薬剤散布、ゼン定その他の管理を協業化する。理想としては経営の共同化が挙げられる。

ニ、生産物の共販を初期から推進する。

ホ、その他、苗木購入を円滑にし(特にクリ)栽培者の技術水準を高める。

が高度であり多額の投資が必要であるのと共に将来生産過剰になる恐れが多分にあるが市場競争に勝る優良品の生産を目標に奨励施策を本年度より実施する。

(ロ) 柿 桃 平川ノ杉水を通する谷間の緩土地帯に最適するものと思われるが晩霜の被害を受ける果樹であるので既設園に対し試験研究を行う。

(イ) かんきつ類も寒さに弱い果樹として当町に於いては適しないものと思われる。実地果樹としては結果しあるものを見受けられる地産産として市場に出荷されるものを見受けられず一応既設園に對し試験地として委託する。

大津町果樹増植計画書

年度	種類	栗	ブドウ	柿	甘キツ	その他	備考
三五年	反	八〇	七〇	二	反	研究試験地と(リンゴ)設置	
三六年		二〇〇	一五〇	一三	反	その他	
三七年		四〇〇	三〇〇	二〇	反		
三八		六〇〇	四五〇	三〇	反		
三九		八〇〇	六〇〇	四〇	反		
四〇		一、〇〇〇	七五〇	五〇	反		

(ロ) 其の他りんご、梅、其の他については将来研究試験の結果適作であれば取り入れる附記果樹振興一環として共同出荷奨励を強化すると共に組織を強化し共同防除事業等を三十六年に施行する。

(五六年)

木材引取税の課税を怠ると罰金です 税務課

- 一、木材引取税は素材の引取に對し立木の伐採後の最初の引取者に課税されます。
- 二、木材引取税の税率は引取価格の百分の二であります
- 三、木材引取税は特別の場合を除く外特別徴収によつて徴収されます
- 四、当町に於ける特別徴収義務者はすべて立木の所有者として条例で指定されていますので立木の所有者はその所有する立木に係る素材の引取者の納付すべき木材引取税を徴収しなければなりません。特別徴収義務者は素材引取後の翌月の七日までに木材引取税に係る納入申告書を提出同時に納入金を納入書によつて納入しなければなりません
- 五、木材引取税の特別徴収義務者は第四項にあります通

り納入申告書及納入金を納入する義務がありますので当然滞納処分等も直接受けるわけでありまして然しながらは徴収上の特別の法的措置であつて木材引取税はあくまで最初の素材の引取者より税金に相当する金額を特別徴収義務者は徴収するものであります若し最初の素材の引取者が特別徴収義務者に税金に相当する金額を支払わなかつた場合は法令に従ひ前記の金額に對する求償権を發動且之に應じない場合は求償権に基づき訴を提起する事が出来るのであります

六、木材引取税の脱税又は過少申告若しくは不正行為等については他税に比しかなり過大なる加算税若しくは料料罰金等の制度が設けられていますので申添へておきます

大塚円蔵氏の篤志

二月八日大津町商工会々長大塚円蔵氏より御生母大塚ツイ様の御香典返しとして

一、金五萬円也

を大津町社会福祉協議会に御寄贈いただきました、ここにその御厚意に對し深謝すると共に、社会福祉事業の一層の發展に尽力致し度く存じます

昭和三十六年二月十五日

大津町社会福祉協議会

## 春の全国火災予防運動実施中

二月二十八日から三月十三日まで

例年これから先は火災の起りやすい季節であり殊に春は気象的に大火になるおそれがあるので本年も二月二十八日から三月十三日までの二週間全国一斉に防火運動を展開しますので本運動の主旨に御協力願ひ火災予防思想の向上に努め火災のない明るく町づくりの格段の御努力をお願い致します。

今回の防火運動は前期(二月二十八日)三月六日)一週

間は車輛の火災予防を重点におき、後期の二週間を一般火災予防運動を実施しますので、期間申請消防団の行う防火査察、点検等一般家庭の御協力を重ねてお願い申し上げます。

毎年三月七日は消防記念日にあたり現在の自治体消防の発足した月で消防団員の志気の昂揚と施設の整備強化に一層の御支援を願ひます。

### 国民健康保険被保険者の資格異動整理を実施します

四月国民健康保険被保険者証の更新(つくりかえ)を

しますから更新に先立ち異動整理を実施しておりますので次に該当する世帯主は印章及び被保険者証(所有しない者は印鑑だけ)を持参の上所定の手続きをして下さい。一転入転出、出生、死亡、又は分家等により被保険者証に記載されている氏名人員と実人員が違つているもの又は健康保険の資格を持っていないもの。

二 新に生活保護法の適用を受け満三ヶ月を経過した者又は生活保護法の適用を除外されたもの。

三 他市町村より転入し生活保護法の適用を受けていな

い世帯で健康保険の資格がないもの。

四 会社、工場等に勤務した為社会保険の資格を取得又は退職した为社会保険の資格を喪失した世帯員があるとき。

五 社会保険の被扶養者中満十八才になつた為その資格をそつ失又は満六十才に達した為その資格を取得したものがあるとき。

尚被保険者資格に異動を生じた時は一日以内に保険課へ届出することになつています届出を怠れば二〇〇〇円以下の過料を課せられますから御注意下さい。

### 飼い犬のことについて御注意

◎ 生後九十一日以後の飼い犬は毎年一回役場(窪田、飛へ)登録し狂犬病予防注射を年二回(休五と十一月)実施しなければなりません。

◎ 指定された期日に注射をせず、保健所係官及び家畜せ

ンター医師の往診を受け予防注射を行う場合は医師の手数料として注射代金の外に一〇〇円追加されます。

◎ 左記の通り県条例及び施行規則を掲載します(別表様式四号五号は直接関係がないので除きます)

### 熊本県飼い犬取締条例 三十五年六月三〇日 条例第三十一号公布

(目的)

第一条 この条例は飼い犬が人畜その他に害を加えることを防止することにより社会生活の安全を確保し、あわせて公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で「所有者」とは堪に犬を所有してい

る者(所有者以外者が管理する場合にはその者。以下同じ)をい、「飼い犬」とは所有者のあつる犬をいう。

(遵守事項)

第三条 所有者はその飼い犬について、次に掲げる事項を守らなければならない。

一、 飼い犬が時期、性格疾病等により人畜に危害を

加えるおそれがある場合はけい留し又は口輪をか  
ける等の方法で管理すること。

二、飼い犬に公の場所、他人の所有地等を駆逐さ  
すにより汚染させないようにすること。

三、飼い犬に公の場所、他人の所有地等を弄すよ  
うな行為をさせないこと。

四、自己の占有する場所以外へ飼い犬を出すときは  
必ず堅固なかなくさき等をつけて進行すること。

五、警察犬、狩猟犬である飼い犬をその目的のた  
めに使用するとき。

六、人畜その他に害を加えるおそれのない場所又  
は方法で飼い犬を訓練し、移動し又は運動させ  
ること。

五、飼い犬を捨てようとするときは、あらかじめ所  
轄保健所長に引取を求めること。

（人をかんだ犬の措置）  
第四条 飼い犬がかんだ場合は当然飼い犬の所有者  
は、直ちにその旨を所轄保健所長に届出て指示を受  
けるとともにその飼い犬を獣医師に検診させなけれ  
ばならない。

二、人をかんだ飼い犬の所有者はかんだ月から少な  
くとも二週間はその犬を口輪につける等を傷つけな  
い方法を講じてけい留し、又はおりに入れておかな  
ければならない。

（措置命令）  
第五条 知事は人畜に害を加える性癖のある飼い犬の所  
有者に対し、必要があると認めるときは必要な限度  
において飼い犬をけい留し、口輪をつけ又はおりに

入れる等の措置をとるべきことを命ずることができ  
る。

（立入調査）  
第六条 知事は前条に規定する措置に関し必要があると  
認めるときは必要な限度において当該職員をして飼  
い犬の所有者の土地その他関係のある場所（人の居  
住を除く）に立ち入つて調査させ、又は関係者に質  
問させることができる。

二、前項の場合において、当該職員はその身分を証明  
する証票を携帯し関係者の請求があつたときは、こ  
れを提示しなければならぬ。

（罰則）  
第七条 第六条第一項の規定による当該職員の調査を正  
当な理由がなく拒み、妨たげ、若しくは忌避し、又  
はその質問に対しいつわりの答を了した者は科料に処  
する。

二、第四條第一項若しくは、第二項の規定に違反した  
者又は第五條の規定による措置命令に従はない者は  
一万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処す。

（罰則規定）  
第八条 前条の場合において法人の代表者又は法人若し  
くは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人  
又は人の業務に関して違反行為をしたときは行為者  
を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰  
金又は科料を科す。

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定め  
る。

（罰則規定）  
第九条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定め  
る。

# 税金の滞納はごさいませんか？

## 三月は滞納一掃月間です

税 務 課

「町税完納」と言う言葉は私達が何時も日常茶飯時に於  
て良く耳にし、口にしていく言葉であります。さてこ  
れを実際に行ふ事はなかなかたやすいもので六ヶ敷い事  
であります。それは納税なるものは第一に金と、納めよ  
うと言う気持ちと、納めに行く足と三拍子揃つて初めて実  
現されるものであるからです。これは今更口にする迄も  
ないと思ひますが、たとえ完納出来ないお方でも万全の  
注意と心掛、努力によつて略完納に近い状態に進むこと  
は不可能なことではないと信じます。

本年度も愈々年度末を迎へ皆々様方も公私共に御多端の  
事と存じますが毎年々々納税成績の向上には細心の注意  
と努力を払つて戴いておりますのでお陰様を以て厚く  
その成績の上昇は目に見るものがありますけれども、尚  
下郡下における大津町の示めず位置は最下位ではありま  
せんがその平均には程遠い現状でありますので、町当局  
として三月を滞納一掃月間と定め月間中に極力  
完納をお奨めし、臨戸徴収を行い、種々納税の相談に応じ  
完納への道を切り開いて行く所存であります。既に大

（以下略）

部分の方々には完納済の事と思いきや、共不幸にして、現在幾何かの町税金を滞納して居られる方々は或は滞納処分も考慮されますので、一人も処分を受ける様な人の

ない様完納に向つて努力される事を切にお願致します。

所得税確定申告

延滞加算金の徴収 (税務課)

当町では町村合併以後町税徴収に際し延滞金だけを督促手数料に含めて徴収して居りましたが新年度(昭和三十六年度)からは更に延滞加算金も徴収する事になりました(延滞加算金は納期限後督促を發した場合に於て発

行の日から起算して十日を経過した日の翌日から完納の日迄の日数に応じ税額百円に対し日歩三銭の割合で算出した金額が延滞加算金として徴収されます(但し税額の百分の五を越える事が出来ない)から御知らせ致します

矢護川診療所の先生ががわられました  
 こんごは橋口先生が赴任されました

昭和三十四年国民健康保険矢護川診療所開設以来、所長として勤務されてまいりました金子定邦先生は都合により水俣市立病院に転勤となり、後任として二月十一日自衛隊熊本地区病院より橋口正徳先生が赴任されました。金子先生は在任一年八ヶ月、矢護川、平川地区住民の御理解

と御協力によつて立派な実績を残し、診療所の運営に於いて基盤づけられました。  
 新任の橋口先生も厚厚篤実な先生です、金子先生同様、御協力下さいますようよろしく御願致します。  
 (厚生課)

旧軍人軍属等の傷病恩給請求  
 権の時効消滅について

旧軍人軍属等の傷病恩給の請求書の取扱については、ご承知のことと存じますが、昭和29年4月1日から施行された関係上施行後七年を経過しようとして3月31日をもって時効となり以後は請求できないことになりますので、下記を今一度お読みいただきたく存じます。

記

請求書類の提出期限……時効による期間満了昭和36年3月31日までに県へ提出しなければなりません。

請求できる該当者

- (1) 昭和28年8月1日以前に公務罹傷者でまだ一度も傷病恩給を受けていないもので退職後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつた者で、その傷病の程度が昭和29年4月1日において第一款症、第五款症に該当するもの。
- (2) 旧軍人恩給廃止(昭和二十一年二月一日)前に第七項症の増加恩給又は傷病年金を給されていながら旧軍人恩給廢止に伴う措置によつてこれらの恩給に相当する傷病賜金を給され、これらの年金恩給を廢止された者。
- (3) 有期恩給(5年)の裁定を受け期限満了となつたまま再審査請求をなさずにいた者のうち期限満了の日から旧軍人恩給廢止(昭和21年2月1日)の前日まで7ケ年を経過していない者(註7ケ年を経過たしものを除く)
- (4) 軍人恩給廢止(昭和21年2月1日)後はじめて旧軍人恩給廢止前の増加恩給第7項症又は傷病年金に相当する傷病賜金を給された者。

厚生課



# 養老院日記

年月日 事  
三六、一、二四 室町三丁目南郡認殿よりタバコを寄贈さる

二六 大津婦人会殿より小餅を寄贈さる

二八 大津婦人会殿より小餅を寄贈さる

三〇 町会議員選挙全員大願寺投票所に投票する

伊藤マチ八十一才(大津)老衰にて死亡、通夜

片平小松屋より花環を寄贈さる

七 益城町民生委員三〇名視察見舞金を贈らる

本町四丁目大塚ヨミ殿より花環を寄贈さる

故伊藤マチ葬儀、火葬

故伊藤マチの骨拾い、親族に引渡

室町二丁目岩本武殿より「しよいのみ」を寄贈さる

一月分扶助費を支給する

一〇 テリ紙、石鹸を支給する

一四 故伊藤マチ初七日(遠夜)法要

人吉市福祉事務所長外一名視察

看護を要する者三名を静養室に移す

一五 一部の居室掃を有り

一七 岩下源蔵(灰塚)入院

上陣内齊藤は雄殿より梅干を寄贈さる

二〇 井藤豊熊、同セイ(菊陽村)入院

二二 岩坂婦人会殿二〇名慰問、卵及菓子を贈られ舞踊を披露さる

二六 仄塚婦人会殿二名慰問、甘藷及野菜類其他を贈らる

二八 大津町民生委員殿強辺より松、黄楊、つつじ等庭木數十本を採取して寄贈されたので定植する

本日現在在院男二四名、女三名計四名、健在

右記慰問及篤志の方の御芳情に對し厚く御礼申し上げます

## 固定資産課税台帳の縦覧を願います

昭和三十六年度固定資産課税台帳を左記の通り縦覧に 一、日時 自昭和三十六年三月一日 至同月二十日迄  
 供しますので御覧なく聞覽下さい (毎日午前九時より午後五時迄)

二、場所 大津町役場 税務課

## 労働講産の開催

二月十九日、労資レクリエーションが行われます

大津町では始めのレクリエーションとして、大津町、大津

商工会大津地協、農労政の共催により毎日、汗して働

いて居られる。大津町在住の勤労者、及事業主の方々の

の慰安と、融和を計る為に左記によりレクリエーションを

行う事になりましたので多数のお参加をお願いします

(入場無料)

一、期日 三月十九日 十三時より

一、場所 大津小学校講堂

一、プログラム

1、開会 2、小学校のゴチキ隊 3、労資(紅

白)歌合戦 4、肥後にはか(ぼつてん組)

5、閉会



- 四、相談の手引
- (1) 家庭環境にめぐまれない児童についての養護相談
  - (2) 精神上、身体上の欠陥にもとづく問題についての相談
  - (3) 問題行動(反社会的行動)児についての相談
  - (4) 教育、しつけ上の相談
  - (5) 何事による子供の問題についてはご相談をうけます。

- お子さまと一線にご来所下さい。
- (6) 里親、保護受託者(職親)になるには、最寄りの児童委員(民生委員)福祉事務所に申出るか直接児童相談所に申出られると手続をとって差上げます。
- 申込書—児童相談書—児童福祉審議会—登録—児童委託

四、施設状況

種別	施設名	住 所	電 話
教 護	白川学園	熊本市清水町打越四七六	④ 一七八五
教 護 指 導	肥後学園	菊池郡西合志村合生	西合志 八
養護乳児	慈愛園	熊本市神水町三七五	④ 三五〇九
養護乳児	天使園	熊本市大江町渡尻上の原九二八	④ 〇三五二
養護乳児	琵琶崎聖母愛児園	熊本市島崎町八二〇	⑤ 四〇〇五
養護	大江学園	熊本市大江町渡尻	④ 〇〇七〇
養護	菊水学園	〃	④ 〇八一
養護	藤崎台童園	熊本市宮内町	⑤ 五〇六三
養護乳児	八代少年寮	八代市高島町	⑤ 八代二五一
養護乳児	ナザレ園	八代市長町八四	
養護	聖心愛児園	人吉市寺町八	
養護	蓬萊愛育園	人吉町土手町五	
養護	シオン園	荒尾市中央区	荒尾 四二八
養護	光明童園	水俣市江添三八八	水俣 七四
養護	龍山学苑	熊本市龍田町	
養護	みどり園	天草郡大矢野町岩谷	大矢野 一七
養護	広安愛児園	上益城郡益城町古閑七三	
養護	熊本乳児園	熊本市本荘町五二二三	④ 〇八二二
養護	ライトハウス	熊本市新生町二	④ 〇二七五
養護	湯出光明学園	水俣市大字湯出	湯出 二四
養護	松橋療護園	下益城郡松橋町	松橋 二七三
養護	愛隣園	山鹿市大字津留	〇八四 二七七四
養護	熊本少年の町	菊池郡西合志村須屋	〇八四 二七七四

五、熊本児童相談所

熊本市南千反畑町三三

電話(熊本)③三五五二

直接施設にはいれません。

相談所を通る必要がありますので、何事によらず児童の問題相談に応じています。

# 今年こそ町内から 暴力を締めだそう

最近大津署管内において、いわゆるく連隊による暴力  
事犯が目立ってきております。

警察としては暴力事犯につきましては、その大小  
を問わず徹底した取締りを行つており、また今後も一層  
取締を強化していく方針であります。皆さんのご協力が  
なければ充分な成果をあげることは困難であります。

従来例から申上げますと、暴力事犯の被害に罹つて  
いながら後難を怖れたり、また直接自分に関係がないか  
らとの考へから、見たり聞いたりして、届出られな  
つた人もあるようです。

こうしたことが益々く連隊による暴力事犯をほびこば  
せる大きな原因となつておりますので町から暴力を追放

「次に大津署管内過去三年間の犯罪発生検挙状況は別表の通りとなつていて児童犯や粗暴犯が目立っております」

## 刑法犯発生検挙状況

罪種別	昭和33年		昭和34年		昭和35年	
	発件数	検挙	発生	検挙	発生	検挙
児童犯 <small>(強盗強暴強姦強誘拐)</small>	8件	7件	18件	18件	3件	3件
粗暴犯 <small>(盗入竊行害つ)</small>	106	107	162	175	136	138
盗犯	253	101	285	225	237	193
知能犯	56	47	74	88	46	47
その他	59	57	74	79	54	50
計	482	319	613	585	476	431

## 少年事件検挙状況

罪種別	昭和33年	昭和34年	昭和35年
	検挙人員	検挙人員	検挙人員
児童犯	6	11	1
粗暴犯	17	32	21
盗犯	36	15	11
知能犯	1	0	0
その他	10	3	9
計	70	65	42

する、という大きな立場からしても警察に届出て協力し  
て下さるようお願いいたします。

勿論協力された方については相手に名前が分らないよ  
うに秘密にしており、また迷惑がからないよう特別の  
配慮を講じますので決して心配されることはありません  
「買いたくもない品物や興業前券等を無理に買われ  
たり、弱身につけ込まれて金や品物をおどし取られ  
たり或いは特別な理由がないのに暴力を振われたり」  
等されて暴力の被害を受けたときはどんなに少さいこ  
とでもご遠慮なくすぐ警察に届出て下さい。

そうして皆さんと警察とが協力して取締ることが暴力  
を根絶させる大きな力になるものです。